## 第4回 グランドプラン推進会議にむけて

- 1. 質問事項
- 1)「漁業従事者が減少傾向にあるが、世代交代は進んでいる」の数値的根拠を示してほしい。
- 2) 登録漁船のうち、常時利用している船は何隻か?
  - ※ 漁港の収容最大船数は77隻?
  - ※ 空中写真からでは、常時利用している船は30隻程度だと思われる.
- 3) 西浜駐車場は夏の繁忙期でも満杯になっているのか?
  - ※小型車は 180 台の収容能力があって、8 月で最大約 3600 台したことがある. これを どう見るのか?  $(3600 \div 180 = 20$  ゆえに満車?)
  - ※ 大型車は5台の収容能力があって、8月で最大5台しか駐車していない. →大型車を小型車に変える?変えている?
- 2. 海岸保全区域、払い下げ問題などの勉強で学んだこと
  - 1) 払い下げの際,用途廃止は茅ヶ崎市が実質的に判断するのであるから,このとき, 市の判断で,土地利用規制すること(例えば市街化調整区域に変更すること)も 可能だったし,行政財産として保持させることも可能だった
  - 2) 海岸保全区域は地形変化など客観的な理由がないと変えられない
  - 3)海岸保全区域内の規制は、法の趣旨にそったなかで、条例で法より厳しい基準で 運用し、市民にとってよりよい海岸環境を保全、創出できる.

## 3. 意見

- 1) フィッシュセンターを用途廃止し、A地区も用途廃止を予定していながら、漁業振興を進めることは矛盾している.
- 2) 茅ヶ崎海岸GPは、漁業、漁港をどう考えるかにかかっている
- 3) 海岸という公共財産をどのように利用するかは、公益性からの視点を重視すべきである.
- 4) 海岸保全区域に住居、宿泊施設を認めることはその目的に照らして矛盾している.
- 4. 気がついたこと
  - 1) 水浴客入りの変化は気象や天候ではなく、レジャーの多様性によるものではないか?

※別グラフ参照

- 2)海岸に必要な駐車場の規模を適正に決めることが必要.
- 3) 海岸保全区域内に一般車両が侵入できる道路をつくってよいか (第2回資料-1, P3) ?
  - ※ 海岸法8条の2を参照
  - ※ 海岸法は漁港法に優先する
- 4) 漁業と環境保全がトレードオフになっている.
- 5) 人間にとって危険なところ、利用しにくいところにしか自然が残っていない.
- 5. 今後のプラン策定の進め方について
  - 1) A地区の払い下げについては、下記の選択肢があるので、これを詰める.
    - ① 払い下げる→転売されて漁民がいなくなる→漁港地区の縮小
    - ② 行政財産のままとする(国土交通省あるいは県に移管)→海岸保全地区の

観点から住居は移転し、市街化調整区域とするのが筋.

- ③ 行政財産のままとする(農水省所管のまま)→漁業復活が不可欠
- 2) 開発利用の観点だけでない価値を評価するために,費用便益分析(仮想市場法など)で提案されたプランの価値を客観的(民主的,科学的)に評価すべき.
- 3) 街づくり協議会などでの多様な質問・疑問に耐えられるように、現状(漁業,都市計画,地権者,法規制,地価,自然環境,観光,漁港地区周辺の利用実態)を調査整理しておくことが不可欠.

以上